

別表1 (第3条関係)

1 交付対象事業	2 交付対象者	3 交付対象者の数	4 交付対象経費	5 助成率
(1) 自然と親しむ活動 ア 地域の青少年を対象とした活動 イ 野外活動、自然体験活動、農園活動 ウ 自然観察、天体観測活動、自然・森林の保護活動 エ 冒険遊びの場・プレーパーク活動 オ 野外活動を通じたジュニアリーダーの育成活動	青少年育成 市町村民会 議	10	交付対象事業に要する以下の経費。 ・諸謝金 (講師などに対する謝金等) ・旅費・交通費 (事業を実施するために必要な出張旅費や交通費など) ・委託費 (会場設営など事業の一部を外部に委託する費用) ・消耗品費 ・印刷製本費 (ポスター、パンフレットなどのコピー、印刷など) ・什器・備品費 (事業に直接必要な機材等の購入修繕費。 <u>ただし、交付対象経費の4分の3以下とする</u> ) ・役務費 (郵送代、宅配便代など) ・会議費 (会場借上料、参加者茶菓代等) ・食糧費 (材料費に限る)	2分の1 以内
(2) 異年齢・異世代・異文化交流活動 ア 伝承遊びなどの体験活動、郷土芸能などの保存・伝承活動 イ 子ども文庫、お話の会、人形劇等の活動	青少年育成 団体			3分の2 以内